

# 岐阜県公報

## 目次

選挙管理委員会告示

施設の長が不在者投票管理者となる施設の指定の取消し  
市町村の区域を分けて開票区を設置した告示の廃止

(選挙管理委員会)  
(同)

ページ  
—

号外(二) 平成二十年十二月十五日

## 選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第九十四号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条第二項及び第四項第二号の規定により施設の長が不在者投票管理者となる施設について、次のとおり指定の取消しをしたので、その旨告示する。

平成二十年十二月十五日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大松利幸

指定を取り消す施設の名称等

名称	所在地
多治見	多治見市旭ヶ丘7丁目16番地の1

岐阜県選挙管理委員会告示第九十五号

市町村の区域を分けて開票区を設置した告示(平成十六年岐阜県選挙管理委員会告示第十二号)は、平成二十年十二月十五日から廃止する。

平成二十年十二月十五日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大松利幸

平成二十年十二月十五日印刷  
平成二十年十二月十五日発行

発行者

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

印刷者 岐阜市三輪ふりとびあ十三一 飯尾文芸社  
印刷所 岐阜市三輪ふりとびあ十三一  
定価 一か年 四八、〇〇〇円(送料共(消費税二、二八六円を含む))